

第1回 高知県立歴史民俗資料館資料収集方針・収蔵のあり方検討会

議事概要

日時：令和5年4月11日（火）

場所：高知県立歴史民俗資料館 多目的ホール

1. 開会（13時30分）

2. 開会挨拶 岡村昭一文化生活スポーツ部長

3. 委員紹介

4. 収蔵庫及び展示室見学

5. 議事

(1) 事務局から検討会の趣旨、歴史民俗資料館の現状の説明

(2) 意見交換（主な意見等）

① 課題の洗い出しについて

（金山委員）

まずは、このような問題について取り組んでいくという時に、現場の学芸員の人たちが今見せていただいた現状や日常的な様々な活動をしていく中で起こりうる問題を整理し、洗い出しをしておくことが大事だ。現場発で問題を考えていただきたいというのが私からの提案で、ぜひ実践していただきたい。

学芸員が個々に考えるのも良いが、学芸員たちでグループワークやワークショップを行う形で進めると、もっと様々な課題が具体的に浮き彫りになってくると思う。

そしてそのことが、県民の方たちに対してどのような不利益を与えているのかということについても、しっかり思いを馳せていただきたいと思う。

公の施設は税金で運営しており、そうした問題意識を持ちながら進めて行くことが前提であると思う。

② 収蔵庫について

（林委員）

収蔵庫面積の他施設との比較は、栃木県立博物館の資料の収集、収蔵、活用のあり方に関する検討の際にも行ったが、結果としてあまり役に立たなかった。「建築面積」には壁の厚さや柱の太さなどが含まれているため、実際に収納に使用できる「実測面積（有効面積）」とは乖離がある。また、中二階構造の収蔵庫の場合、中二階の面積を含めた数字を公表している施設と、含めない数字を公表している施設がある。比較のためにはこれらの条件をそろえる必要があるが、実際には難しかった。少なくとも歴史民俗資料館

の収蔵庫の面積は、どの基準による数字なのか確認する必要がある。

結局、収蔵庫の面積について検討する際には、その施設の設置目的に必要な面積を確保できているかどうかを判断基準にせざるを得ない。高知県には、山があり、海があり、平野があり、非常に多様な暮らしがあり、歴史があることを考えると、歴史民俗資料館の収蔵庫は狭すぎると思う。民俗分野の資料を収集する県立施設はこの館だけだということ考えると狭すぎる。

(金山委員)

設計上の問題かも知れないが、この規模にしては絶対的に狭すぎると思う。現場の人は気の毒だ。どういった経緯でこのような設計になったのかと疑問に思った。いずれにしても、そのような建築上の問題が前提としてはあるということを抑えておかないとならない。

③館設立の背景について

(岡本委員)

まず、この館収蔵資料の成り立ちからも考える必要があると思う。

最初は、郷土文化会館と高知城懐徳館、この2つの施設から移管された資料（作品）が母体となった。そのうち最も古いと考えられるのは高知城懐徳館の資料で、それを施設から順次移管をすることになった。

その後、歴史民俗資料館が開館するにあたってこれを開館前とそれから平成13年の二度にわたって移管した資料が中心となっている。

館設立の構想当初に予想された設計規模は今より大きなものであったと聞いていたが、検討が進むにつれてだんだん縮小され、今のものになったと聞いた。規模は徳島県立博物館と同じくらいを想定したり、広島県立歴史博物館の草戸軒の町並み復元展示を見て、田村中世の町並みを造ろうと考えたが、縮小してしまった。

私が館に入った時に聞いたのは、常設展に中心をおくことで、企画展示室が小さくなり、常設展を中心に展示しながら保存していくという考え方だったと思う。

展示資料構成のために、作品や資料の寄贈・寄託をお願いした。

④デジタルアーカイブ・ドキュメンテーションについて

(金山委員)

デジタルアーカイブについては、博物館法の改正の中でも推進するように言われているが、やろうと言ってもなかなか進まない。

業者に委託してできるものではなく、その前提になる資料についてのドキュメンテーションをしっかりと取らなければならない。

番号を振り、資料番号を振って資料の名前をつけ、寄贈者などの情報を目録的に入れることがドキュメンテーションだと思われているが、そうではなく、その資料についての由来やそれにまつわる情報を調査したものをドキュメンテーションといい、それをデータとして入れ込まなければ使える資料にならない。形的資料とドキュメンテーションを整備していくことがデジタルデータを作っていくための大前提となる。

⑤マンパワー不足について

(古谷委員)

私も業界的にバックヤードのある仕事をしているが、これを日々整然と片付けて、いざ仕事となるときに片付けた中から物を取り出すというのが一番仕事の効率がいいのだが、それができてないと非常に非効率となり、出来上がりも芳しくない。

収蔵庫の状況を見て、これは完全にマンパワー不足ではないかと思った。これだけの収蔵物を一人の学芸員が担当して整理するのはなかなか厳しいのではないかと。更に資料が増えてきたときに、整理ができてないと本来したい仕事ができないのではないかと感じた。

⑥資料収集について

(古谷委員)

今日、収蔵庫を見た中でも、同じようなもの、似通ったものがあつたが、これを整理して、いわゆる除籍とか、それから寄贈された方にお返しするとか、そのような整理もしないと見てる側、この博物館に来られた方も同じようなものに見えて、それが本当に価値があるのか、その当時の住民の暮らしがわかるのだろうかと感じた。

(林委員)

似たようなものは整理してもいいのでは、という感覚は一般の方の感覚として分かるが、そこが博物館の資料収集の重要なところ。

例えば、大栃高校体育館にある牛耒は水田や畑を耕すための道具だが、地域による土質や農耕方法の違いを反映して少しずつ形が違っていると思う。それが地域の自然と文化を物語る要素になっている。

栃木県立博物館には、国の重要有形民俗文化財指定の「野州麻の生産用具」が収蔵されているが、これはさまざまな生産過程の道具を地域差も含めて広く収集した結果が評価された。学問的にはそのような評価があることも知って欲しい。

(松島委員)

博物館の大きな目的というのが、そもそもは持続可能性が担保されてなくてはならない。実際にその収蔵庫がいっぱいでは収集できませんとなれば、単なる倉庫になってしまう。それでいいのかということ。それは博物館と呼べなくなってしまう。

そのために、その問題をどのように解決していくのかということがとても大事な話だが、廃棄すればいいという話ではなく、そこでどう考えるか。こうしたらいいという正解はないと思う。これは恐らく、個々の館、個々の自治体レベルで考えた結果をまとめていかななくてはならないことだと思う。

(金山委員)

今回の法改正において、博物館法施行規則の中に収集方針を明確にすることが盛り込まれた。19条の部分だが、資料の目録を作り、それを保管し、活用することが明文化さ

れた。法制度に基づいて、今後、国内の博物館を進めていかないとこの問題を解決していく道筋が見いだせないので、しっかりとご理解いただくことが必要だと思う。

栃木県立博物館の場合はそういった議論を経て、要綱なりを作ってシステムとしてしっかりと整備をし、議会に対してもしっかりと説明をし、認めてもらいながら収蔵庫を増設していった。

高知県も絶対的にスペースが足りないのだから、そうなる可能性もあり得る。

都道府県単位の博物館はもう次のステップに踏み出していく段階になってきている。

⑦除籍について

(松島委員)

資料収集委員会に平成 30 年頃から参加しているが、歴史民俗資料館では、民俗資料の不適切な収集問題というものがあり、同委員会において議論されてきた。

同委員会における意見をまとめると、まずは、この館の学芸員の方たちに本当に申し訳ないが力量不足であり、館の責任が一番重い。

また、民俗資料とは何なのかという収集ポリシーに一貫性がない。館の収集ポリシーに反するようなものも大量に集めてしまったことで収蔵庫が溢れてると認識をしている。

次に、歴史民俗資料館と県との説明不足、連絡不足の問題や県の博物館文化財行政組織内部の問題である。

このような問題があるにも関わらず、これらを解決せずに廃棄前提の検討会を立ち上げているような状態であり、資料収集委員会の先生方から非常に不服であるという意見が出ている。

簡単に言うと、収蔵庫がいっぱいだから物を捨てる基準を作るという考えが、一番良くない。しかしながら、これは全国的な博物館の問題であり、これを上手いことを舵取りをして、高知県がよい前例として発信していく役割があるものと思っている。

(金山委員)

除籍や処分ということは、これまで日本の博物館では一切こういう問題に触れてこなかった。非常にタブーだったところが、最近、様々な事態でそんな事例があり急にクローズアップされてきた。

ただし、処分ありきの話ではなく、しっかりと議論を行い、ルール化して、倫理的に問題がないかということクリアすることが大事である。第三者、専門家の意見もしっかり聞きながら対応し、決して、博物館なり設置者が強引に押し進めるということはない。軽率に処分するという話ではないことをだけはお断りしておく。

(林委員)

栃木県立博物館でも同じように資料の収集、収蔵、活用のあり方に関する検討会を経て、収蔵庫を増設した。同時に、資料収集、整理、保存活用、そして除籍についての規定を設けた。

それは、資料をどのような方針で集め、管理し、使うか、そしてもし何らかの理由で除籍すべきものが出たとしたら、どのような手続きを経て除籍するかを明文化したもの

である。

除籍規定を作ったのは、収蔵資料を減らすためではない。明らかに収蔵目的を失った資料や他の施設に収蔵された方がよりよく活用されると考えられる資料があった場合に、処分や移管を行う基準や手続きを明文化したものだ。万が一にも担当一人の判断で捨てたり、管理職が捨てろと言ったから捨てる、というようなことが起こらないように、館としてシステマティックに判断し、さらにその分野の資料を扱う専門家（資料評価委員）の判断を経て初めて除籍できるという規定を作った。実際に、資料を大量に処分することにはつながっていない。

今日、収蔵庫を拝見して、収蔵資料全体を学芸員の方が点検するのは物理的に不可能だと思った。

栃木県立博物館では、分野ごとに収蔵資料を10年1サイクルで点検することとしている。何十万点もある昆虫はかなり大変だが、目を通すことにしている。捨てるためではなく、収蔵状況や資料の状態をチェックするためだ。その際、除籍が適当と考えられる資料に気づけば、先ほど申し上げた手続きをとって除籍検討の過程に入ることになる。

栃木県立博物館で、収蔵庫が増設されてスペースができ、全体を閲覧できる環境ができた際に、学芸員が担当資料をチェックしなければいけない規定を設けたことは良かったと思っている。学芸の現場は、展示や館外からの問い合わせへの対応、教育普及事業などに追われて、収蔵庫内を点検する時間を捻出することはかなり大変だが、収蔵資料のチェックは博物館の機能の根本に関わることなので必要だ。

⑧持続可能性について

（井奥委員長）

この検討会の目的は、サステイナブル、歴史民俗資料館の収蔵機能に持続可能性を持たせるための議論、収集保存のあり方を含めて、今後の歴史民俗資料館の将来を念頭に置いて議論を深めていこうという趣旨だと認識している。

⑨次会について

（井奥委員長）

今回は、収集保存についての現状と課題、特に今回の議論で出てきた指摘を現場の学芸員の立場からどのように認識しているのかというところをスタートにして、館の収蔵機能に持続性を持たせるための収集保存のあり方について、今日の議論を踏まえて、基本的な考え方や方向性などについて、第2回の検討会で議論を深めることとしたい。